

八王子市介護保険料及び保険料延滞金の 減免、徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市介護保険条例(平成12年3月八王子市条例第26号。以下「条例」という。)第13条第3項に規定する保険料の延滞金の減免(以下、「保険料の延滞金の減免」という。)、第14条に規定する保険料の徴収猶予(以下「保険料の徴収猶予」という。)、並びに条例第15条に規定する保険料の減免(以下「保険料の減免」という。)に関し、八王子市介護保険条例施行規則(平成12年3月八王子市規則第39号。以下、「施行規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(世帯の主たる生計維持者)

第2条 この要綱における第1号被保険者の属する「世帯の生計を主として維持する者」(以下「世帯の主たる生計維持者」という)とは、第一号被保険者を含む同一世帯の世帯員の中で合計所得金額および課税年金収入金額(以下、「合計所得金額等」という)の合計額が最も多い者をいう。ただし、合計所得金額等が同程度の世帯員が複数いる場合は、市長は聞き取り等により、世帯員の中から1人を世帯の主たる生計維持者として認定することができる。

(保険料の延滞金の減免要件及び期間)

第3条 条例第13条第3項に規定する「やむを得ない理由」とは、被保険者が別表第1表に掲げる要件のいずれかに該当すると認めたときとする。

2 市長は、別表第1表の要件に該当するか否かは、それぞれ同表に定める審査基準、及び被保険者が提出する確認書類により決定するものとする。

3 延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金の元となる保険料を納付後、速やかに別に定める「介護保険料延滞金免除申請書」(第1号様式)により市長に申請しなければならない。ただし、本要綱第4条に基づく減免申請を行った場合で徴収猶予に該当する場合は、その申請書を徴収猶予申請書に読み替えることができる。

4 市長は、前項の申請があったときは、第2項に規定する要件に該当すると認めたときは、「介護保険料延滞金免除決定通知書」(第2号様式)により、要件に該当しないと認めたときは「介護保険料延滞金免除却下通知書」(第3号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(保険料の徴収猶予の要件及び期間等)

第4条 条例第14条第1項から第4項に規定する保険料の徴収猶予の要件は、本要綱第4条各項の減免事由に該当するが申請日以降90日以内に被保険者の属する世帯の資力が回復することが明らかであるか、または該当年度以前に滞納があり、減免することが不適当と認められる者を対象者とする。

2 徴収猶予期間は、申請の内容及び被保険者の属する世帯の資力により申請日の属する納期等の初日から1年以内を限度として対象期間を設定する。ただし、徴収猶予する保険料は、申請日以降で未到来納期の保険料とする。

(介護保険料の徴収猶予申請)

第5条 条例第14条の規定による保険料の徴収猶予を受けようとする者は、施行規則第17条の規定による徴収猶予申請書に、別表第3表にある添付資料を添えて、市長に申請をしなければならない。ただし、条例第15条の規定による減免申請を行った場合で、徴収猶予に該当すると市長が判断した場合は、その減免申

請書および添付資料を徴収猶予申請書および添付資料に読み替えることができる。

(徴収猶予の却下、取り下げ)

第6条 前条による徴収猶予申請について要件を満たさないと市長が判断した場合は、「介護保険料徴収猶予申請却下通知書」(第4号様式)により、却下する理由を付して被保険者に通知しなければならない。

2 徴収猶予決定後の徴収猶予期間中に徴収猶予の対象ではなくなったこと等により、申請者が申請を取り下げの場合は「介護保険料徴収猶予申請取下申出書」(第5号様式)により申し出なければならない。

3 前項による申請者からの申出や徴収猶予決定後に徴収猶予期間中に対象ではないと市長が判断した場合は、市長はすみやかに「介護保険料徴収猶予申請却下通知書」(第4号様式)により、却下する理由を付して被保険者に通知しなければならない。

(徴収猶予申請からの減免申請への読み替え)

第7条 第4条に基づく徴収猶予申請を行った場合で、市長は、減免に該当すると判断した場合は、その徴収猶予申請書および添付資料を施行規則第18条に規定する減免申請書および添付資料に読み替えることができる。

(災害等による介護保険料の減免の要件、割合及び期間等)

第8条 条例第15条第1項第1号による保険料の減免は、以下のとおりとする。

1 減免要件および施行規則第18条に規定する減免申請書の添付資料は、別表第2表によるものとする。

2 減免の対象となる保険料は、被災した月以降に納期のある保険料を対象とし、損害を受けた月から1年以内を減免期間とし、別表第2表に基づき減免金額を算定する。

3 申請できる期間は損害の発生した日から1年以内とする。

(急激な収入の減少等による介護保険料の減免要件、割合及び期間等)

第9条 条例第15条第1項第2号から第4号による保険料の減免は、以下のとおりとする。

1 減免の要件は、別表第3表によるものとし、被保険者から提出された施行規則第18条に規定する減免申請書に添付される調査資料による世帯の主たる生計維持者の前年の収入金額と、当年の1月から12月の合計収入または予定される収入金額との減少額によって同表に基づき減免金額を算定する。

ただし、各年度の1月から3月までに申請のあった場合は、前々年の1月から12月までの世帯収入と前年の1月から12月までの世帯収入を比較する。

2 減免の対象となる保険料は、申請のあった日以降に納期限のある当該年度の保険料を対象とする。

3 申請できる期間は、当該年度当初に発行する決定通知書送付日からその年度の最終納期の納限日までとする。

4 減免の申請について、市長は申請のあった年度の前年度以前の2年間において介護保険料の滞納があり、減免することが不相当と認められる者の場合は、その減免申請を不承認とすることができる。

(その他の減免)

第10条 条例第15条第1項第5号に規定する特別の理由による保険料の減免は、以下のとおりとする。

1 被保険者が収監された者の介護保険料は、被保険者本人または代理人等からの申請により、収監期間中の保険料のうち滞納処分前の各年度の保険料について、全額減免とすることができる。この場合の保険料の減免額は、年間の保険料を月割換算して算定する。なお、申請は収監期間中、若しくはその期

間終了後1年以内に申請を行うことができる。この場合の確認書類等は、別表第4表による。

2 その他市長が認める減免は、対象者や減免期間、減免割合ならびに減免額等を別途定めるものとする。また、申請書は施行規則第18条第2項により、別途市長が定めることができる。

(減免の申請および決定、取下げ、取消し)

第11条 施行規則第18条第3項に基づく介護保険料減免決定通知書の到達後、減免対象となっている被保険者が減免対象ではなくなったとき等により、申請を取下げの場合は「介護保険料減免申請取下申出書」(第6号様式)により申出しなければならない。

2 前項により、減免決定後に取下げの申し出があった場合、市長は「介護保険料減免決定取消通知書」(第7号様式)により、被保険者に申請者に通知する。場合、減免対象となっている被保険者の介護保険料の減免は、取消通知日以降の介護保険料の減免額を取り消すものとする。

3 減免決定通知を行った後に、第1項による申出がなく減免要件を満たさなくなったと市長が判断した場合は、「介護保険料減免申請却下通知書」(第8号様式)により、却下する理由を付して申請者に通知することができる。この場合、決定した減免決定額の全額、若しくは減免要件を満たさなくなった時以降の介護保険料の減免額を取り消すことができる。

(その他の事項)

第12条 本要綱に定めのない事項については、別途定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施し、「八王子市介護保険料に係る延滞金の免除に関する要綱」および「八王子市介護保険 保険料等減免取扱要綱」については、令和3年5月31日付で廃止する。なお、令和3年5月31日以前について申請のあった介護保険料の延滞金の免除、および介護保険料の減免、徴収猶予の申請については、従前の取り扱いとする。

別表第1表 介護保険料延滞金の減免（条例第13条）

要件	確認書類	審査基準
(1)被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害、あるいは盗難の被害を受けたことにより、被保険者が居住する住宅その他の財産に著しい損害を受けたとき。	以下のいずれかの1点 1. 火災証明書(東京消防庁(八王子消防署)が発行したもの) 2. 火災証明書(八王子市地域防災計画) 3. 被害届(警察署)の写し等、被害の内容がわかる書類	震災、風水害、火災その他これらに類する災害の場合は、次のいずれかに該当したとき 1. 住居の全壊(全焼) 2. 住居の半壊(半焼) 3. 住居の床上浸水
(2) 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受けたこと、もしくは長期間入院したこと等により、その者の収入が著しく減少したとき。	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の年間収入、申請した年の年間収入及び年間収入予定額が確認できるもののほか、以下のいずれかの1点 1. 死亡診断書 2. 住民基本台帳の記録確認 3. 病状診断書(入院・障害) 4. 障害認定等、障害の度合いが分かる書類	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の申請のあった年の1月から12月までの世帯の総収入の見込み額がその前年の1月から12月までの世帯の総収入に比較し、2分の1以下に減少し、かつ合計所得金額が250万円未満であること。なお、合計所得金額は、減免する年度の保険料算定基礎となる合計所得金額とする。 ただし、各年度の1月から3月までに申請のあった場合は、前々年の1月から12月までの世帯総収入と前年の1月から12月までの世帯総収入を比較する。
(3)被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の年間収入、申請した年の年間収入及び年間収入予定額が確認できるもののほか、以下のうち該当するものすべて。 1. 会社等の登記簿謄本 2. 営業廃止届出書(保健所提出) 3. 事実が証明できる帳簿 4. 税の申告書 5. 雇用契約書、解雇通知書、退職証明書 6. 失業給付等の受給事実等	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の年間収入、申請した年の年間収入及び年間収入予定額が確認できるもののほか、農業共済制度による災害認定等、災害の程度が分かる書類
(4)被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。	申請した年の年間収入及び年間収入予定額・貯蓄額等の事実が証明できる帳簿、証明書等	被保険者またはその属する世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当又は該当すると見込まれるとき 1. 生活保護の適用を受けている。 2. 過去に生活保護を受け、延滞金を納付することにより、その世帯の自立を著しく阻害すると認められるとき。 3. 生活保護の適用水準に、近い生活水準のとき。
(5) 被保険者またはその属する世帯の主たる生計維持者の生活状況より、延滞金の納付が困難とするやむを得ない理由があるとき。		

別表第2表 災害減免（条例第15条第1項第1号）

I. 震災・風水害により、被保険者が居住する住宅が被災したことによる減免				
添付書類	罹災証明書・被災証明書、り災申告書の被害程度	減免割合	減免期間	
罹災証明書 被災証明書(※1) り災申告書(※4)	「全壊」または「大規模半壊」	全額減免	災害、または損害の発生した日が存する月から1年間	
	「半壊」	2分の1減免		
	「準半壊」・「床上浸水」(※1)	4分の1減免		
	「準半壊」に至らない「一部員壊」・「床下浸水」(※3)	対象外		
II. 火災により、被保険者が居住する住宅が被災したことによる減免				
添付書類	り災申告書の被害程度(※4)	減免割合	減免期間	
り災申告書(※4)	「全焼」(評価額70%以上)	全額減免	災害、または損害の発生した日が存する月から1年間	
	「半焼」(評価額70%未満)	2分の1減免		
	「ぼや」	対象外		
III. 被保険者が居住する住宅以外の資産への損害があったことによる減免				
添付書類	被保険者が居住する住宅以外の損害を受けた資産の要件	被保険者が居住する住宅以外の損害の総額	減免割合	減免期間
損害を受けた資産の金額がわかるもの	以下の(1)、(2)のいずれにも該当すること (1) 資産の所有者が次のいずれかであること。 イ 被保険者 ロ 被保険者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下(令和元年分以前は38万円以下)の者 (2) 棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産(※5)であること。	500万円以下	対象外	災害、または損害の発生した日が存する月から1年間
		500万円以上 800万円未満	4分の1減免	
		800万円以上 1,000万円未満	2分の1減免	
		1,000万円以上	全額減免	

※1：災害対策基本法第90条の2に基づき被害程度を証明する書面(「罹災証明書」・「被災証明書」という。)。なお、被保険者が居住する住宅の被害の程度は、この書面の発行に際し、適用される災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく災害の被害認定基準に準拠する。

※2：床より上へ浸水したもの及び全壊・半壊は該当しないが、土砂などにて一時的に居住することができないもの。

※3：床上浸水に至らない程度で浸水したもの。

※4：消防法第34条に基づく、被害の程度を証明する書面(「り災申告書」という。)。なお、被保険者が居住する住宅の火災による被害の程度は、この書面の発行に際し、適用される火災に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく災害認定基準に準拠する。

※5：「生活に通常必要でない資産」とは、例えば、別荘など趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産(同じ目的で保有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権など)も含む。)、貴金属(製品)や書画、骨董など1個又は1組の価額が30万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいう。

別表第3表 急激な収入減少に伴う減免 (条例第15条第1項第2号から第4号)

I. 第1号被保険者または、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、死亡または心身に重大な障害を受けた、若しくは長期間の入院となったこと等による減免				
添付書類等		減免要件	減免割合	減免期間
(I)理由の証明	(II)所得減少の証明			
医療機関の領収書、 医師の診断書等	第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の総収入と当年の収入状況がわかる書類 (例:給与明細、事業の金銭出納簿、確定申告書の控え、市・都民税課税証明書等)	以下のいずれにも該当すること。 (1) 減免申請した年における第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の総収入の見込額が、前年の第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の総収入に比して、2分の1以下に減少していること。 (2) 減免する年度の保険料算定基礎となる合計所得金額が、250万円未満であること。	2分の1	申請のあった月から当年度内の最終納期日まで
II. 第1号被保険者または、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、事業又は業務の休廃止があったことや、事業における著しい損失や失業となったこと等による減免				
添付書類等		減免要件	減免割合	減免期間
(I)理由の証明	(II)所得減少の証明			
離職票、 雇用保険受給資格者証、 廃業届、 休業届等	第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の総収入と当年の収入状況がわかる書類 (例:給与明細、事業の金銭出納簿、確定申告書の控え、市・都民税課税証明書等)	以下のいずれにも該当すること。 (1) 減免申請した年における第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の総収入の見込額が、前年の第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の総収入に比して、2分の1以下に減少していること。 (2) 減免する年度の保険料算定基礎となる合計所得金額が、250万円未満であること。	2分の1	申請のあった月から当年度内の最終納期日まで
III. 第1号被保険者または、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物等の不作、不漁等があったこと等による減免				
添付書類等		減免要件	減免割合	減免期間
(I)理由の証明	(II)所得減少の証明			
り災証明書、 農業共済制度による災害認定等、 災害程度がわかる書類	第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の総収入と当年の収入状況がわかる書類 (例:給与明細、事業の金銭出納簿、確定申告書の控え、市・都民税課税証明書等)	以下のいずれにも該当すること。 (1) 減免申請した年における第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の総収入の見込額が、前年の第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の総収入に比して、2分の1以下に減少していること。 (2) 減免する年度の保険料算定基礎となる合計所得金額が、250万円未満であること。	2分の1	申請のあった月から当年度内の最終納期日まで

別表第4表 その他の減免（条例第15条第1項第5号）

I. 施設収容者に対する減免			
対象者	添付書類等	減免割合	減免期間
第1号被保険者または、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者で刑事施設、労務場、その他これらに準ずる施設に拘禁・収容された者	事実を証明できる書類 (例: 収監証明書、拘留証明書、在所証明書)	全額減免	施設収容期間
II. その他の減免			
その他市長が認める減免は、対象者や減免期間、減免割合ならびに減免額等について、別途定めるものとする。			

様式第1号から第8号(略)